## ９　地域手当の見直しについて

国家公務員の地域手当制度の改定により、支給単位が都道府県単位を基本として広域化され、例えば山梨県の支給割合は０％（甲府市は４％）とされた。

国家公務員に準じる地方公務員の給与制度において、東京近郊に位置する地域では、地域手当の支給割合の差が人材確保に影響を及ぼすことが懸念されている。これは、公務員の人材確保のみならず、例えば保育等の公定価格の地域区分が国家公務員の地域手当制度に準拠していることから、専門人材の確保にも支障をきたすこととなる。

この課題は他の近郊自治体にも共通するため、地域手当制度の更なる広域化及び決定方法の見直しについて、次の事項等について特段の措置を講じられたい。

１　激変緩和地域を設定すること。

２　交通流動の実態や市区町村における住民の平均所得、人材の流出入の状況といった他の客観的数値も考慮し、現実に即した制度の見直しを行うこと。